

登録業者の皆様へ

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格等の見直しについて(お知らせ)

中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル等が改正されたため、建設工事に係る「最低制限価格等」について、以下のとおり見直します。

1. 改正内容

建設工事に係る最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の取扱いについて

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の一般管理費等に係る算出方法を改正する。

現 行	改 正 後
一般管理費等の 100 分の <u>55</u> の額	一般管理費等の 100 分の <u>68</u> の額

◎ 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式

$$\begin{array}{ccc} \text{予定価格の下限} \leq & \text{(直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \\ & \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times \underline{68}\%) \\ \text{(75\%)} & & \leq \text{予定価格の上限} \\ & & \text{(92\%)} \end{array}$$

2. 実施時期

令和 4 年 4 月 1 日以後に入札公告又は指名通知を行う契約検査室所管に係る建設工事の入札案件等から適用する。

【お問合せ】 大牟田市企画総務部 契約検査室契約担当
TEL : 0944-41-2590
FAX : 0944-41-2592